

公共施設における 電気自動車用充電設備 整備事業

環境局環境対策部地域環境共創課
令和8年8月

1 事業の背景・目的

(1) 川崎市における次世代自動車普及の取組

- 川崎市は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、運輸部門の二酸化炭素（CO₂）排出量を2030年度までに100万t-CO₂（2013年度比で約19%削減）とすることを目標としています。
- 運輸部門の温室効果ガスの削減には、電気自動車や燃料電池自動車等の温室効果ガスを排出しない又は排出が少ない次世代自動車の導入促進が重要であり、**特に電気自動車の普及を図るためには、車両の導入促進とあわせて、インフラである電気自動車用充電設備**（以下、「充電設備」という）**の整備が不可欠**です。

川崎市における次世代自動車普及の目標と現状

- 市域の**乗用自動車の新車登録**における次世代自動車普及率
目標：2029年度 68.0% 現状：2024年度 60.5%
- 公用乗用自動車**の次世代自動車導入率
目標：2030年度 100% 現状：2024年度 61%
- 市域における**パブリック用充電設備**の数（普通充電・急速充電の合計）
目標：2030年度 535基 現状：2025年度 224基

参考：国の目標（充電インフラ整備促進に向けた指針）
2030年までに**充電インフラ30万口**を整備

川崎市地球温暖化対策推進基本における 「次世代自動車」の定義

電気自動車、燃料電池自動車、
プラグインハイブリッド自動車、
ハイブリッド自動車

1 事業の背景・目的

(2) 充電設備整備に向けた民間活力の導入と基準の整備

- 公共施設への充電設備の整備を目的に、令和5年度にテーマ型民間提案により充電設備設置事業者を公募し、令和6～7年度にかけて8施設に充電設備を整備しました。
- 市役所自らが市民・事業者の模範となり、脱炭素化の取組を強化するため、令和6年度に市が整備する公共建築物等に求められる環境配慮の水準を定める「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」（以下、「環境配慮基準」という）を策定し、公共施設における充電設備の整備に係る基準を設定しました。 ※本資料においては「公共建築物等」を「公共施設」と呼称します。



令和5年度の民間提案に基づき充電設備を整備した公共施設
かわさきエコ暮らし未来館、ちどり公園、川崎病院、
日吉合同庁舎、井田病院、男女共同参画センター、
農業技術支援センター、王禅寺ふるさと公園

今後も市域における電気自動車や充電設備のさらなる普及に向けて、
民間事業者のノウハウを活かした効率的・効果的な手法を検討し、
環境配慮基準に基づいた公共施設への充電設備の整備を進めていきます

2 公共施設における充電設備の設置基準

(1) 充電設備の設置施設と基数の基準

- 環境配慮基準において、**電気自動車の普及促進**及び**電気自動車ユーザーの利便性向上**を目的に、公共施設の所管局が充電設備の整備を積極的に進めていくための基準として、**駐車区画におけるパブリック用充電設備の設置基準を次のとおり設定**しました。

対 象	充電設備の設置基準（抜粋）
公共施設の駐車区画 (市民が駐車のために供するもの)	駐車区画の 10% 以上 (上限10基 / 1基未満の端数が生じた場合は切り上げ)

(基準に基づく設置基数算出の例)

- ・ 駐車区画45区画 … $45 \times 10\% = 4.5$ 小数点以下切上げで5基
- ・ 駐車区画150区画 … $150 \times 10\% = 15$ 上限の10基を適用し10基

補足事項

- 基準に定める基数以上の設置を妨げるものではない。
- 設置する充電設備は**普通充電設備を基本**とするが、駐車区画の利用形態等に応じて急速充電設備及びV2B充放電設備などより適当な設備を設置することも可能とする。
- 充電設備を設置する駐車区画は、原則として**電気自動車の優先区画**とする。
- 充電設備の利用料金については、原則として**有償**とする。

2 公共施設における充電設備の設置基準

(2) 環境配慮基準の適用における考え方と対象施設

- 充電設備の設置基準は、公共施設の新築、増築又は改築等による駐車区画数の増加、駐車区画の管理運営主体又は管理運営手法の更新（指定管理者の更新、駐車場貸付事業者の契約更新等）を行う場合に適用しますが、**以下の場合には除外又は一部除外**（基準より少ない基数で設置）とします。

除外規定

- ① 駐車区画が市の所有でない場合
 - ② 機械式駐車場等、技術的に充電設備の設置が困難である場合
 - ③ 駐車区画において、日常的に不特定多数の者の利用が想定されない場合
 - ④ 対象となる公共施設の廃止、建替など、駐車区画の利用が終了する状況が見込まれる場合
 - ⑤ 充電設備の設置により対象となる公共施設の契約電力容量が増加することに伴い、受電設備の増設工事等が発生する場合又は新たに電気主任技術者を選任する必要性が生じる場合
 - ⑥ その他、駐車区画の規模、公共施設の電気容量及び設置場所の状況等も踏まえ、充電設備の設置が不向き又は困難な理由がある場合
- 令和8年度に環境配慮基準を適用し、充電設備の設置を検討する公共施設は別紙1「充電設備の設置を検討する公共施設一覧」のとおり。**

3 事業の実施体制

(1) 事業の条件

- 市が設定する設置基数及び設置期間に基づき、対象とする公共施設の駐車区画に充電設備を設置すること。
- 設置した充電設備の管理運用を行うこと。（料金徴収、保守管理、コールセンター対応等）
- 公共施設の利用に係る貸付契約を締結し、貸付料及び電気料を支払うこと。
- 充電設備の設置及び管理運用にあたり、市側に財政負担が生じないこと。

(2) 本市と民間事業者との役割分担

川崎市



川崎市

- ① 充電設備の設置場所の提供
- ② 充電設備の設置基数の設定
- ③ 協定や貸付契約に係る調整
- ④ 本事業の実施に関する広報

民間事業者



充電設備の利用料金は
事業者の収入とします

- ① 充電設備の設置及び管理運用
- ② 充電設備の利用料金の設定及び徴収
- ③ 設置に係る貸付料及び電気料の支払
- ④ 充電設備の利用促進に向けた取組

3 事業の実施体制

(3) 想定スケジュール

以下のスケジュールは予定であり、本意見交換やヒアリング等を通じて事業スキームを検討の上、公募や貸付の条件に反映します。

令和8年度

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業者ヒアリング・公募・決定	意見交換会 ●	公募条件の整理 →			公募 ●	選定委員会 ● 決定 ●		事業者公表 ●
協定の締結							協定締結に向けた整理 →	協定締結 ●

令和9年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
貸付契約の締結	貸付時期や条件の整理 →				貸付契約 ●	貸付料の支払 →		
充電設備の設置・運用	設置区画や時期の整理 →		国補助申請（任意） ●			設置工事 →		運用開始 →

4 本意見交換会で確認したい事項

(1) 参画の可能性や充電設備の設置条件

具体的な確認事項は別紙2「確認事項」のとおり

- 対象施設における環境配慮基準に基づく基数の充電設備の設置の可能性
- 設置可能な機器、管理運用期間及び電源引込方法
(想定条件：出力6kw程度の普通充電設備、設置期間は7～8年程度、原則電源は特例引込)
- 公募における施設の組み合わせによる設置の可能性（複数施設合わせて公募、個別施設ごとに公募など）
- 具体的な設置可能時期や協定及び貸付契約締結に向けたスケジュール
- 費用負担の考え方や算出方法、補助金活用の可能性
(貸付料及び電気料、充電設備設置に付随する案内表示設置費用等)

可能な限り、別紙の施設の内、**具体的な設置可能施設、設置可能基数及び設置可能時期**を御提示ください

(2) 充電設備の管理運用や利用促進の手法

- 充電設備の利用料金設定方法や徴収方法、他の充電サービスとの連携状況
- 保守管理、故障対応及びコールセンターの対応を含めた管理運用手法
- 充電設備の利用促進に向けた周知啓発等の取組
- 利用実績の報告及び利用実績を踏まえたデータ分析の手法
- 協定期間終了後の取扱（充電設備や配管等の原状回復、別事業者における使用可否等）

5 (参考) 現在の公共施設における充電設備の整備状況

市役所本庁舎（普通充電）

- ・ 設置場所：地下 2 階駐車場
- ・ 設置基数：5 基
- ・ 利用料：無料
- ・ 設置者：駐車場借受事業者



市役所本庁舎（急速充電）

- ・ 設置場所：1 階車寄せスペース
- ・ 設置基数：1 基
- ・ 利用料：30円/分
- ・ 設置者：川崎市



区役所（普通充電）

- ・ 設置場所：幸区役所、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所、麻生区役所
- ・ 設置基数：各区 1 基 ※宮前区役所は第 2 駐車場とあわせて 2 基設置
- ・ 利用料：無料
- ・ 設置者：駐車場借受事業者 ※市役所本庁舎の駐車場貸付契約と一体の契約



川崎市内の充電インフラ情報

かわさきエコ暮らし未来館、男女共同参画センター等（普通充電）

- ・ 設置場所：かわさきエコ暮らし未来館、男女共同参画センター等
- ・ 設置基数：各施設 2 基
- ・ 利用料：400円/時間
- ・ 設置者：充電設備設置事業者

令和 5 年度の
民間活用提案事業

川崎市域における充電設備の設置場所は、ガイドマップかわさきの「かわさきEV充電・EVカーシェアスポット」にて公開中です